

個人情報保護法における委託と提供の区別

松 塚 晋 輔

目 次

はじめに

1. 問題の呈示——委託とは提供とは
2. 委託や提供が関係しない又は許される場合
3. 個人情報保護法（平成 15 年法律）施行後の判例など
4. 問題解決の試み
5. 取得について
6. 仮名加工情報について
7. 罰則
8. 停止請求——個人情報取扱事業者の場合
9. 停止請求——行政機関の長等の場合
10. 賠償責任
11. 委託と第三者提供の全体的把握

おわりに

はじめに

個人情報保護法⁽¹⁾ 27 条 1 項は、個人情報取扱事業者が個人データを利用目的内・外問わず第三者に提供することを禁止する。ただし、27 条 5 項 1 号には、個人データの第三者提供に当たらないものとして、委託に伴う個人データの提供（「個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内にお

いて個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合)が明示されている。差し当たり、個人情報の取扱いや処理の委託とは、契約の種別を問わず、他者に同情報の取扱いや処理を行わせることとする⁽²⁾。

なお、法律上の用語としては、「委託することに伴って当該個人データが提供される場合」(27条5項)となっており、「提供」の語が使われている。しかし、第三者「提供」の場合と混乱するので、本稿では便宜上、委託に伴う場合、「提供」ではなく、「引渡し」の語を用いることとする。よって、委託に伴う情報の引渡しという表現を使用する。

さて一方、行政機関の長等が保有個人情報を利用目的外で提供することを禁ずる条文(69条)には、委託に伴う個人情報の引渡しを(第三者)提供に当たらないものとする明文が欠けている。行政機関の長等は利用目的内であれば、外部提供できると解するにしても、その根拠規定は何か。私的自治を背景とする民間の個人情報取扱事業者には、委託を許容する条文(個人データ第三者提供禁止の解除規定)があるのに、法治主義の世界にいる行政機関の長等にとって法的根拠が明確でないのは、不均衡でなからうか。委託に伴う個人情報引渡しの明文の法的根拠と言わないまでも、少なくとも提供禁止の解除規定は必要ではなからうか。この疑問が本稿で調査を開始したきっかけである。

なお、委託したとしても、個人情報取扱事業者は、委託先での個人データの安全管理について監督責任を負い続ける(25条)。この25条(個人情報取扱事業者による委託先の監督)は、「委託が利用目的達成に必要な範囲に属するか否かを問わず適用される。」⁽³⁾

この点、個人情報保護法66条(安全管理の措置)1項において、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」とされており、これは委託先に準用される(2項)。しかし、これは委託先も安全措置

を講じなければならないという定めであって、行政が個人情報の取扱いを委託できると明示的には言っていない（ただし、当然解釈Ⅱは後述）。

そもそも、自己情報コントロール権⁽⁴⁾に鑑み⁽⁵⁾、個人情報の取扱いの委託（に伴う個人情報の提供）に法律の根拠（自己情報コントロール権の対抗要素となる）がはっきりしないというのは不思議である。

この調査には委託と第三者提供との違いを把握する作業が併せて必要となる。本稿では、委託と第三者提供の違いを整理しつつ、委託（に伴う個人情報引渡し）の法律の根拠を何とか探してみたい。

1. 問題の呈示——委託とは提供とは

(1) 個人情報保護法において、情報の「提供」というのは、「各条項所定の対象情報を、自己以外の者が利用可能な状態に置くこと」である⁽⁶⁾。提供とは「個人情報取扱事業者の意思に基づくものに限られる（当該事業者が権限を付与していた者に提供させる場合を含む）。」⁽⁷⁾ただし、第三者提供にならないものとして、委託（に伴う個人情報の引渡し）の場合が明文化されている（27条5項1号）。

違いの1つとして、委託は、委託元の事務を実施させるという目的を有するのに対し⁽⁸⁾、第三者提供は、第三者の事務又は利益に仕えることが挙げられよう。

その他、第三者に該当しないものとして27条5項では、「特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき」（3号）が挙げられている。特定の者との共同利用性が3

号の趣旨だと解される。委託か共同利用のいずれであるかについては、「個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、…委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託元は委託先の監督義務を免れるわけではない」（個人情報保護委員会）⁽⁹⁾と解説されている。本稿では差し当たり、委託と共同利用の区別として、委託では共同利用性＝共同事務実施性というよりも、委託先に委託元の事務の目的のための補助的業務をなさしめるため、委託元から個人情報が引き渡される（よって、委託元の監督義務も当然備わってくる）という点に区別の力点を置いておく。これを前提とし、本稿では27条5項3号は特に扱わない。

(2) さて、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」（69条1項）。同条項中、「又は」の前後で、「自ら利用」と「提供」が規定されている。はたして、「自ら利用」の修飾節である「利用目的以外の目的のために」は、「提供」にもかかってくるのか（①）、否か（②）。

①法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を

→自ら利用してはならない

↘提供してはならない

②法令に基づく場合を除き→利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない

↘保有個人情報を提供してはならない

個人情報保護法を眺めると、「又は」の直前に読点（、）が付けられている条文が他にもあって、その場合、「又は」の前後の記述が長いので、読みやすくするための配慮であることがうかがえる。例えば、67条である（「みだ

りに他人に知らせ」、又は「不当な目的に利用してはならない」とある)。同じく、このことを裏から物語るのは、「又は」の直前に読点がない条文例である。ごく短い単語をつなぐ条文では、あえて読点は付けられていない。例えば、「過去又は現在」(65条)、「国民又は事業者等」(9条)などである。

とすると、69条の「又は」直前の読点は読みやすくするための国語的工夫としてよいであろうか(①)。この場合、目的内ならば、自らの利用も第三者への提供も許容されるという反対解釈ができ、保有個人情報取扱の委託は、目的内の第三者提供と位置付けたとしても許容される。行政には制約が少なく都合がいい。

これに対し、「法令に基づく場合を除き」(間を飛ばして)保有個人情報を「提供してはならない」という読み方(②)も国語的にはあり得る(ただし、間を飛ばす必然性が必要)。この場合、目的内、目的外問わず業者への委託の際、保有個人情報の提供が規制される。従って、迅速で効率的な行政運営は制約されることとなる。

なぜこのことを問題にするのか。20世紀、外部委託をすることは個人情報を第三者提供することに当たり得るという記述がすでに見られたのである⁽¹⁰⁾。

同記述いわく、「受託者へ個人情報を知らせることは、受託者が実施機関に含まれない者であり、自治体の外部に個人情報を提供することになることから、外部提供にあたと解釈することも可能である。」この見解は、①には必ずしもなじまない。よって、行政実務には不都合であろう。

続けて、同記述はいう。

「個人情報の処理の外部委託とは、本来、その自治体自身が処理すべき業務の一部または全部を専門性、経済性、迅速性などの理由により外部の団体や企業などに託することをいい、その性格が異なることから、外部委託外部提供は別の規定をし、個人情報の保護をはかるべきであろう。」⁽¹¹⁾

しかし、委託と提供を分けて、委託固有の規定を置くべきという場合、そ

もそも委託できる（厳密に言えば、委託に伴う個人情報を引き渡すことができる）ことの法的根拠はどうするのであろうか。

(3) ここで、問題の核心に入っていく。個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」と規定されている（27条1項柱書）。もっとも、個人情報保護法では、個人データの提供を受ける者で第三者に該当しないものを挙げている（27条5項）。その際、「個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合」が明示されている（27条5項1号）。

要配慮個人情報についても「委託、事業承継、共同利用により提供する場合には、本法27条5項の規定に基づき、本人同意なく行うことができる」ところ、27条の趣旨として次のように指摘される¹²⁾。

「委託、事業承継、共同利用に当たる場合は、個人データの第三者提供に当たらないとされているが、その理由は、個人データを提供する個人情報取扱事業者とその受領者の関係が密接であり、両者を一体視することが可能であるので、第三者提供の規制を課す必要性が低いからである。」念のため、定義上、個人情報取扱事業者に、国の機関や地方公共団体は該当しない（16条2項）。

このように、委託者（「委託元」ともいう）と受託者（「委託先」ともいう）の機能的・作用的な一体性（ただし、同じ組織内の関係ではない）ゆえ、受託者の第三者性を否定できるのであろう。

これに対して、行政機関の長等にかかる規定として69条では、同種の明文規定が見られない¹³⁾。これは委託に伴う委託先への保有個人情報の引渡しに第三者提供に当たることを意味するのであろうか（利用目的内ゆえ第三者提供は許されるとの理解。①に符合）。あるいは、そうではなく行政から委託を受けた者は、やはり同様に第三者提供に該当しない（自ら利用する）と

いうことか（①も②も可）。後者の場合、27条5項1号の（個人情報取扱事業者の委託に関する）規定は無用の規定となり得る。

厳密に見ると、27条5項1号の規定が、個人情報取扱事業者による個人データの取扱い委託についての法的根拠となるかはまだ疑問の余地が残る。正確に言うと、27条5項1号は、第三者提供禁止規定に委託の場合は触れないと定めているのであって、個人情報取扱事業者は委託に伴う個人データ引渡しができるという直接の表現になっていないのである。そうであっても、法治国家の世界にいる行政による委託に伴う個人情報の引渡しに明確な法的根拠が必要ではないのかという疑問は残り続ける。

ここで、町田市条例¹⁴⁾を見てみる。同条例12条の2は定める。「実施機関は、事業者に業務を委託するときは、個人情報を当該事業者に取り扱わせてはならない。ただし、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、この限りでない。」同条例では、委託を第三者提供と同列視しているという見方もできる。あるいは、そうではなく、第三者提供と通常の組織内利用のいずれにも委託を含めようとしていないという位置付けかもしれない。

もちろん、この町田市条例も、委託に関して条例（国で言えば法律）の根拠を定めているのでないという解釈もあり得よう。委託の根拠規定でなく、委託を規制する制限規定という解釈である。審議会の議を経ることを求めているだけだという手続的理解である。

しかし、町田市条例において、禁止規定の例外として、委託の場合が明文で列挙され、委託の手続（審議会の議を経る等）が定められている点、それはもう個人情報の取扱いを委託することができるという法的根拠（条例の根拠）としては十分であろう。もっと言うと、同条例の同規定は、一定の手続を経れば、個人情報を委託先に取り扱わせることができるとするものである。事業者に「取り扱わせ」との論理になり得る点で、個人情報保護法27条5項1号よりも、委託に伴う個人情報引渡しの法的根拠として頼もしい。

以下では、行政機関の長等にとって委託に伴う個人情報引渡しを可能とす

る法的根拠を、個人情報保護法に探る作業をしていく。これには委託と第三者提供との区別を整理する作業を伴う。

2. 委託や提供が関係しない又は許される場合

(1) 個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、「利用目的の達成に必要な範囲を超えて」「個人情報を取り扱ってはならない」(18条1項)と規定されている。「個人情報の取扱いは、個人情報の取得、加工、利用、提供、保存、廃棄等の一切の行為を含む」⁽¹⁵⁾と解説されている。

(2) 個人情報保護委員会の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ & A」によると、「単純なハードウェア・ソフトウェア保守サービスのみを行う場合で、契約条項によって当該保守サービス事業者が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等には、個人データの提供に該当」しない(ガイドラインQ & A7-55)⁽¹⁶⁾。「通信事業者による通信手段を利用する場合も、当該通信事業者は、通常、通信手段を提供しているにすぎず、通信を依頼された中身の詳細について関知するものでないことから、同様に通信の対象である個人データについてはその取扱いを委託しているものではない」(ガイドラインQ & A7-35)⁽¹⁷⁾。

「提供」に該当しなければ、27条の他28条の適用対象にならないので、「外国にあるサーバ等の機器を用いたクラウドサービスを使用する場合であっても、当該サービス利用者は本人同意を取得する必要はない。」⁽¹⁸⁾

その他、「配送事業者を利用して個人データを含むものを送る場合において」、「配送事業者は、通常、配送を依頼された中身の詳細については関知しないことから、当該配送事業者との間で特に中身の個人データの取扱いについて合意があった場合等を除き、当該個人データに関しては取扱いの委託を

しているものではない」(Q & A6-20、7-35)⁽¹⁹⁾。

この解説では、かような配送業者への引き渡しについて、委託にも第三者提供にも当たらないという解釈である。個人データの「取扱い」を託していないからであろう（単なる輸送）⁽²⁰⁾。この点、ドイツでは、「データ輸送（例えば郵便）を委託する場合は、委託の内容にデータ処理プロセスが存在しないので、委託によるデータ処理にはならない。また、同様の理由で第三者への提供にもならない」⁽²¹⁾という。

ともあれ、一般論としては「外部事業者を利用して、個人情報データベース等に含まれる相手の氏名、住所等宛に荷物等を送付する行為は、委託に該当する」（ガイドライン Q & A7-35）と記されている。

その他、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」⁽²²⁾によると、16条1項、政令4条1項に基づき、「利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等から除かれているもの（例：市販の電話帳・住宅地図等）を構成する個人情報は、個人データに該当しない」とされている。これは、本来、個人データに該当するが、立法（行政立法）によって、形式的に個人データに該当させない例である。かくして、委託や第三者提供（27条）は問題にならなくなる。

さて、仮名加工情報は個人特定可能性が困難であるにもかかわらず（他の情報と照合して初めて特定可能。2条5項）、第三者提供は禁止されている（42条1項。後述）。他方、委託先への引渡しは第三者提供でない（42条2項）。

3. 個人情報保護法（平成15年法律）施行後の判例など

(1) 平成の事案に、委託（に伴う個人情報引渡し）が柔軟に許容されて、自己情報コントロール権が弱い権利であることを示すケースがある。

個人情報取扱事業者の事案であるが、保険会社が調査会社に診療情報の取

得手続を委託したことで、本人が保険会社と調査会社に損害賠償を請求したが、請求が斥けられた（東京地判平成17年7月29日）⁽²³⁾。この判決において自己情報コントロール権が通用しなかった理由が、大量定型的な事務ゆえ、同事務を被告が第三者に委託・委任し得るというものである。自己情報コントロール権は弱い権利であると思わせる判決である⁽²⁴⁾。ただし、本件では、同会社らは原告の診療情報を実際には取得していないという背景がある。

しかし、解説文献⁽²⁵⁾によると、診療情報は「重要な個人情報であることに照らせば、保険会社が受任した診療情報取得に係る事務を第三者に委任できる場合は無限定に認められると解すべきではなく、同事務を受任した保険会社によるコントロールが適切に及びうる一定の範囲の者について、保険会社が自己の責任においてこれを委任する限りにおいて認められるという限界があることを示していることに留意すべき」という。

(2) マイナンバー法（個人番号利用法）では、個人番号利用事務等の委託の際、特定個人情報⁽²⁶⁾の提供禁止を解除する明文規定がある（同法19条6号）。つまり、マイナンバー法では、「個人番号利用事務等は、その全部・一部を委託することができ（…）、当該委託に伴い、本人の同意の有無を問わず、委託元は委託先に対し特定個人情報を提供することもできる（…）」と解説されている⁽²⁷⁾。ただし、個人番号利用事務又は個人番号関係事務の委託を受けた者は、委託をした者の許諾を得た場合にしか、再委託できない（マイナンバー法10条1項）。許諾を得なければ再委託できない点で、個人情報保護法25条とは異なる⁽²⁸⁾と解されている。このように、再委託には厳しいマイナンバー法の仕組みである。

この点、個人情報保護法では「行政機関の長等は、委託契約において再委託の事前承認制を定めることはできるが、委託契約に再委託の事前承認制を定める規定を設けないことが、当然に本項〔66条1項（安全管理措置）〕違反とまでは言い切れるか」は疑問とする見解がある⁽²⁹⁾。情報の機密性・秘匿

性の違いが、両法制度の違いに現れていると思われる。

(3) 次に、住民基本台帳法では、「市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たっては、住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票に記載されている事項の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」（36条の2第1項）とされている。そして、同規定は、「市町村長から住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用」（36条の2第2項）される³⁰⁾。

この点、個人情報保護法69条3項によると、69条2項の規定は、「保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない」と定めている。よって、住民基本台帳法36条の2第2項が事務処理の委託を許容しているのだから、事務処理委託に関し、69条2項において、委託に伴う個人情報の引渡しが挙がっていなくとも、住民基本台帳法が優先適用されることになろう。もっとも、住基法分野においては、行政機関には委託に伴う個人識別情報の引渡しができると直接表現する条文は見当たらない。この点について、委託の許容が明記されていることから、個人識別情報の引渡しは当然の前提であると解していくのであろう（**当然解釈I**）。

(4) これに対し、公共サービス改革法34条は、民間委託に伴う個人情報の引渡しを具体的に定めている。当然解釈Iは不要である。関連の判例として、東京地判戸籍事務委託住民訴訟がある（東京地判平成31年3月1日公金支出金返還等請求事件）³¹⁾。

「足立区の住民である原告らが、足立区が被告補助参加人…との間で締結した足立区戸籍・区民事務所窓口の業務等委託に係る契約…は、足立区民のプライバシーを侵害し、地方自治法、戸籍法、…労働者派遣法…等に違反す

る違法・無効なものであるから、これに基づく参加人への委託料の支出命令は違法な公金の支出であると主張」する。

以下判示。

「公共サービス改革法34条〔戸籍法等の特例〕1項1号³²は、戸籍謄本等の交付の請求の受付及び引渡しの業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる旨規定している。そして、これを受けた平成20年内閣府通知において、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務として、①戸籍の附票の写しの交付については、交付請求の受付における請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認（第三者からの請求の受付も含む。）、写しの作成における端末の入出力の操作…等が挙げられており…、317号通知においても、民間事業者が業務を実施する官署内に市区町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制が確保されていれば、平成20年内閣府通知に基づく民間業務委託を可能としている…。参加人の従業員が業務を行うのは、足立区役所等足立区の職員が常駐する官署内であるから、…足立区が戸籍届書受付・入力業務等を民間事業者である参加人に委託すること自体が法令に違反するとはいえない。」

「戸籍届書受付・入力業務等を民間事業者たる参加人に委託することが、当然に個人のプライバシー権を侵害することになるとは認められない。」

「本件委託契約は、参加人に事実上の行為又は補助的行為を超える業務を委託するものとはいえず、戸籍法に違反するとは認められない。」

(5) 上記判決は、戸籍届書受付等の補助的業務を民間委託しても、自己情報コントロール権を侵害しないとした事案と言える。

同事案においては、明文規定として公共サービス改革法34条1項1号が、委託に伴う個人情報提供（行政機関の長等からの）について法的根拠になりそうである。このケース固有のこととして、当該委託に関するもう1つの問

題性は、民間事業者が行政機関等を介さず、区民から直接個人情報を受領する点にある。しかし、それは同区の官署内で民間従業員によって行われるにすぎない。機械的な作業を民間従業員が実施し得ているだけである。従って、委託を受けた民間事業者が個人情報を取得したと見なす必要性はなかりう。

(6) その他にも、住基ネット接続のための自治体による委託契約が適法か争われた事案として東京高判平成 26 年 2 月 26 日³³⁾がある。「本件不接続の継続が住基法に違反し、その違法性が重大かつ明白とみられること、そもそも本件不接続の継続がなければ本件委託契約の締結や本件委託料支出も不要であったこと等の事情を考慮しても、被控訴人において将来の住基ネット再接続に備えて本件委託契約を締結したことに全く合理性がないとはいえず、被控訴人の総務部長が本件委託契約を締結したことが、直ちに違法であるということとはできない」とされた。この事案では、自治体の委託契約の財務会計行為が適法とされたのであるが、自治体の（個人情報引渡しを伴う）委託契約の法律の根拠は問われなかった。

4. 問題解決の試み

(1) ①②を問わず、利用目的の範囲内であれば、行政機関の長等の委託先への個人情報引渡しもまた目的内利用であって、(第三者)提供に当たらないとする論理がある(包括的利用目的説。個人情報取扱事業者には 27 条 5 項 1 号のおかげで同説は必須でない)。①にも②にもなじむ。実務に都合のよい説である。目的内の利用が法律で許容されている場合、委託に伴う個人情報の引渡しも同目的内(利用)に含まれるというものである。行政事務のための委託先による補助的な作業(27 条 5 項 3 号の共同利用とは似て異なるものである。参照、「1. 問題の呈示」)に伴う情報伝達といったイメージである³⁴⁾。しかし、目的内利用といっても、個人情報取扱事業者や行政機関

の長等じしんの組織内利用（参照、図）とは区別されるべきである。また、委託は「利用目的の達成に必要な範囲内」にあることを要する³⁵⁾。

なお個人情報取扱事業者の事項だが、委託が利用目的内の場合のみならず、第三者提供が利用目的内である場合もある（例、市販の電話帳・住宅地図等の販売行為は法令が許容）。これに対し、利用目的外の委託は許容されることはなく、それは利用目的外として第三者提供に変わる（参照、注57）。

正反対に、もう一方の解釈として、目的内外を問わず、受託業者への個人情報引渡しは第三者提供に当たるといふ説（**厳格利用目的説**）はどうか。②と符合する。この説では、利用目的内だからといって、行政が個人情報を業者に引渡すことはできない。つまり、行政は、自分の事務のためだからといって業者とデータのやり取りはできない。せいぜい、仮名加工情報を作ってから業者に引き渡すことになろう（73条1項）。つまり、民間の仮名加工情報取扱事業者は仮名加工情報を第三者提供することを禁止されつつも、その委託先については第三者と見なさないとする明文規定がある（41条6項、42条2項。27条5項の準用規定）。一方、行政機関の長等による第三者提供禁止規定において、このような明文規定に相当するのが、委託先についての除外規定である（73条1項括弧書き）。

しかし、包括的利用目的説、厳格利用目的説、いずれにも決定打がない。

(2) ここで実務に配慮する説を考察したい。今の法状況からすると、それを無視できないからである。感染症拡大時、急を要する自治体による業務の委託（に伴う個人情報の引渡し）が目的内利用・提供として許容されるのかを想定されたい。

個人情報保護法によると、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」（66条1項）ところ、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者に対しても、当該委託を受けた業務について

準用されている（2項1号）。この規定からしても、行政から民間への保有個人情報取扱いの委託が、当然適法になし得ることが前提とされている（**当然解釈Ⅱ**）ということであろう。

(3) 行政機関に関して、電子計算機行政機関個人情報保護法³⁶⁾の時代、同法においても、行政機関が個人情報引渡しを伴う委託ができることは当然の前提であったようだ。条文中、このような委託をすることができるという規定はないが、それができることを前提にした規定があった。同法11条³⁷⁾がそれである。11条は、個人情報の安全確保等の努力義務（5条1項）を委託先に準用するとしている。個人情報の取扱いのための第三者への委託には、厳密な法律の留保が及ばないという理解であろう。自己情報コントロール権が弱かったと言えなくもない³⁸⁾。

今日、27条5項1号関係について、個人情報取扱事業者が委託先に対する監督責任が課される例として、「データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合」が挙げられる³⁹⁾。

(4) さらに、実務に配慮する考えとして、**当然解釈説Ⅲ**が考えられる。個人情報保護法によると、行政機関の長等は、利用目的外で保有個人情報を自ら利用又は提供してはならない（69条1項）にもかかわらず、「行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる」（69条2項）。その要件として、1号（本人同意があるとき）、2号（内部で利用する場合で相当の理由があるとき）、3号（他の行政機関等に提供する場合で、相当の理由があるとき）又は4号（専ら統計の作成又は学術研究の目的で提供するとき、第三者提供が明らかに本人の利益になるとき、その他特別の理由があるとき）がある。これらの規定は、行政機関の長等が保有個人情報につき目的外の利用をし、又は提供することを可能としている。それならば、

当然、目的内での利用も提供も、多く見積もっても同要件下で認められるはずである（当然解釈Ⅲ）。その要件は1号乃至4号のいずれかである。目的内利用のための委託に伴う保有個人情報の引渡しは、69条2項の当然解釈を是とすれば、許容されていることになる。

繰り返すが、1号乃至4号には業者への保有個人情報の取扱い委託が挙がっていない。取扱い委託は「自ら利用し、又は提供」のいずれかに該当させるしかない。しかし、より危険な（第三者）提供（危険度：第三者提供＞委託）が許容されているのだから（69条2項）、委託も許容され得る。

5. 取得について

実務に配慮する考えは前述の通りであるが（「4. 問題解決の試み（1）」）、取得関係においても、行政に好都合な定めがある。

委託先にとっては、委託に伴う個人情報を受け取る場合、取得となる。取得は、事実上支配に至る必要があるため、単なる閲覧はこれに該当しない⁽⁴⁰⁾。

一般論として、個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合、利用目的を公表している場合を除いては、その利用目的を本人通知又は公表しなければならない（21条1項）⁽⁴¹⁾。「委託先として取得する場合は委託元を介した間接取得となり」21条1項に該当し、本人通知又は公表の義務が生じる⁽⁴²⁾。個人データについては、第三者提供を受ける際の確認等の義務（30条）があるが、委託の場合、この確認義務はない（30条1項）。

一方、21条4項は21条の適用除外を定める。なかでも3号で、「国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」が挙げられている。18条3項4号⁽⁴³⁾と違って、21条4項3号では国や地方公共団体の「委託を受けた者」が併記されていないものの、「委託を受けた者」への「協力は国・地

方公共団体への協力にほかならないので」、併記されている又は併記されていないからといって、両号に実質的な違いはない⁴⁴⁾という解説がある。この解説からすれば、個人情報取扱事業者は、国・地方公共団体の委託先に協力する場合で、本人通知により事務に支障が生ずるときは、個人情報取得に際して利用目的の通知や公表の義務を負わないことになる。ここでは、委託先と国・公共団体が同列視され、自己情報コントロール権は若干の制約を見る。もっとも、安全管理措置の義務規定は、委託先に準用される（66条。参照、25条）。

その後の流れにおいて、委託先が委託元に個人情報を返す時も、同様に、委託元＝受取人たる個人情報取扱事業者は第三者とは解されない（27条5項1号）⁴⁵⁾。行政機関の長等が委託元＝受取人である場合も同様のことと言えよう。

これら取得の規定を眺めると、利用目的内という視点で委託先と委託元（個人情報取扱事業者と行政）が機能的に一体のものとして扱われていると解される。そこでは、第三者提供の観念は排除されているようである。

6. 仮名加工情報について

民間部門において仮名加工情報（個人情報でないもの）は第三者提供禁止である（42条1項。「仮名加工情報である個人データ」も同様。41条6項）。しかし、27条5項が準用されるため、委託に際して委託先への仮名加工情報の引渡しは、第三者提供に該当しない（42条2項）⁴⁶⁾。個人情報保護委員会ガイドライン Q&A では、「個人情報を提供して仮名加工情報の作成を委託した場合においては、委託元と委託先が共同して作成したものとして、削除情報等を共有することは可能」（Q&A14-12）⁴⁷⁾とされている。ここに、第三者提供と委託の違いが現れている。とともに、委託元と委託先による仮名加工情報の「共同作成」と「共有」が明言されている。「共同利用」とい

う表現にすると、27条5項3号の適用問題となってしまう。つまり、「共同作成」や「共有」は、委託元の事務を実施する目的を有する委託での事項である（1号の適用問題となる）（参照、「1. 問題の呈示」）。

同様に、個人情報保護法73条（仮名加工情報の取扱いに係る義務）においては、行政機関の長等による第三者提供と委託とが明確に区別されている。つまり、「法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報…を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない」との定めがある（73条1項）。

このように第三者提供と委託は区別されつつも、法令に基づけば、仮名加工情報を第三者に提供できる（73条1項）。要するに、法令に根拠がなくても、仮名加工情報は委託先に引渡しができるが、第三者には提供できないということであろう。ここでは、委託が第三者提供でないことは明らかである（仮名加工情報：第三者提供禁止＋委託許容）。「実際にも、仮名加工情報の分析の委託が第三者提供に当たることになれば、仮名加工情報の有効活用に支障をきたすことになる」⁴⁸とされている。

仮名加工情報の取扱いに係る義務は、行政機関の長等から委託（二以上の段階にわたる委託を含む）を受けた者にも準用される（73条5項）。これに対し、第三者が取扱う場合はこの規律対象ではない。むしろ、そもそも第三者に仮名加工情報は提供されてはならないのである。

さて、保有個人情報の取扱いは仮名加工情報⁴⁹のそれ以上に慎重でなければならないはずである。73条のように仮名加工情報について委託と第三者提供が区別されている。そうすると、法令の根拠がなければ、第三者提供ができない原則は、いっそう保有個人情報の提供についても当てはまる。

ともあれ、委託に伴う個人情報引渡しは禁止されてはいないが、残念ながら、どれほど許容又は制限されているかどうか73条から（厳密には個人情報でない仮名加工情報の規定の解釈を通して）画定することはできない。

同様の話として、116条は行政機関等匿名加工情報の作成上の義務規定で

あり、作成の委託先に準用される（2項）。121条は、行政機関等匿名加工情報にかかる識別行為の禁止等を定める。これは同情報の取り扱いの委託先に準用される（3項）。また、122条は、行政機関等匿名加工情報の取扱いの委託先従事者の漏えいに関する規制である。第三者提供の相手方に対する規制ではない。116条、121条、122条においても、委託と第三者提供とが区別されている。しかし、取扱いの委託に伴う個人情報の引渡しを許容する直接的な表現はないし、また委託がどれほど許容又は制限されているか同条からは分からない⁵⁰。

7. 罰則

176条によれば、66条2項（行政機関等からの個人情報取扱いの委託業務）の従事者、73条5項（仮名加工情報の業務）・121条3項（行政機関等匿名加工情報の業務）の委託業務従事者、又は個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の取扱いに従事する行政機関等の派遣労働者が、個人情報ファイルを提供したとき罰則が及ぶ。委託先の従事者に対する罰則である。

66条2項1号における委託は、条文から分かるとおり、目的内・目的外の限定がないから、利用目的外の委託をも含むと解される。利用目的外委託＝第三者提供ではないのかという疑問がわくかもしれない。しかし、目的外の委託はすでに違法なのであって、その委託先による漏えいのケースはいっそう悪質である。罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が及ぶのは当然であろう。

8. 停止請求——個人情報取扱事業者の場合

(1) 個人情報取扱事業者に対しては、利用停止等と第三者提供の停止が請求できる。

まず、利用停止等とは、「保有個人データの利用の停止又は消去」をいう（35条1項）⁵¹⁾。行政機関の長等の場合と違って、「利用停止等」に提供の停止が含まれていない（「利用停止等」≠提供の停止）。しかし、解説文献によると、利用の停止は第三者への提供を停止することも含むと解説されている⁵²⁾（「利用停止」≡提供の停止）。錯綜しているように見える。

しかし、次の解釈もできよう。「利用の停止」とは当該保有個人データを利用しないことである⁵³⁾。利用の停止が組織内利用の停止ゆえ、提供されている個人データも波及的に利用停止となり、結果的に利用の停止は第三者提供の停止を包含するとの解釈である（私見）。

その上で、「第18条若しくは第19条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第20条の規定に違反して取得されたものであるときは」本人は個人情報取扱事業者に対し、「当該保有個人データの利用の停止又は消去」（35条1項）か「これに代わるべき措置」（2項）を請求できる。利用の停止は、利用の全面禁止のみではなく、一部停止も含み、また手段や方法は問わないと解されている⁵⁴⁾。

もっとも、利用停止等の措置は、違反を是正するために必要な限りでの措置で足りるのであるから、本人が求める措置を全てそのまま講じる必要はない⁵⁵⁾。

一方、第三者提供停止の措置は、「違反を是正するために必要な限度で」という要件が見られないので（35条4項）、「一律に将来にわたって」違法な第三者提供を停止することになる⁵⁶⁾。なお、「第27条第1項又は第28条の規定に違反して第三者に提供されているとき」、本人は個人情報取扱事業者に対して、当該保有個人データの第三者提供の停止を請求することができる（35条3項）。

ただし、これらの場合においても、利用停止等又は提供の停止に多額の費用がかかるとき、代替措置を講じることが許される（多額費用+代替措置のルール）（35条2項ただし書き、4項ただし書き）。つまり、利用停止等に多

額の費用を要する場合等は、個人情報取扱事業者は「これに代わるべき措置」をとることができる。

(2) これらは委託先への個人情報引渡しを制御できるだろうか（委託に伴う引渡しが第三者提供に当たらず、利用に含まれることを前提とする。包括的利用目的説）。そもそも目的内利用の場合において個人データ取扱いを委託することは第三者提供に入らないと見なされているので（27条5項1号）、第三者提供ゆえの停止請求ではなく利用停止等（利用停止等 \neq 提供の停止）の請求が機能する。よって目的内の利用のつもりでも、よほど酷い業者への委託のケースであれば、利用停止等（波及的に委託の停止）の請求が可能であろう（19条（不適正利用禁止）違反で35条1項が機能）。

一方、目的外利用で個人データの取扱いを委託するならば、27条5項1号の要件を満たさず、委託先は第三者となって、27条1項に違反するというので、本人は委託先（＝第三者）への提供の停止を請求できる（35条3項）。しかし、学説では、利用停止等を請求できると言及されている⁶⁷。一見、錯綜しているように映る（第三者提供に利用停止等が想定されているから）。学説はおそらく、利用の停止に第三者提供の停止を含めていると思われる（参照、注62）。あるいは、利用停止等が波及的に第三者提供の停止をもたらすという解釈もできよう（私見）。いずれにせよ、本人は個人情報取扱事業者に対し、第三者への提供について制御できる。

(3) ここで、27条5項1号が委託に伴う個人データの引渡しを許容しているのは、利用目的達成に必要な範囲に限られ、この範囲を超える委託は、「無断第三者提供として」27条1項違反であり、目的外利用として18条1項（利用目的による取扱制限）違反にもなり得る（35条1項が機能）。さらに、この範囲を超えて委託することは、「本人の権利利益を害するおそれを不必要に増加させるものとして」、委託元は23条（個人情報取扱事業者による安全

管理措置の義務)違反ともなり得る⁵⁸⁾。その際、25条(個人情報取扱事業者による委託先の監督)では、委託が同範囲に属するかどうか要件となっていない⁵⁹⁾。要するに、委託先の監督義務は、委託事務が個人データの利用目的内・外を問わず妥当すべきものであるからだ。

(4) さて、懸念されることとして、「利用目的の設定が抽象的な場合、事前に同意を与えた時点や、明示された利用目的を認識したうえで契約を締結した時点では想定しえなかった利用がなされ、本人の権利利益が侵害される事態が生じうる」⁶⁰⁾ことである。「たとえ、第三者提供の同意を与えた場合であっても、本人が想定することが困難な利用が取得先の個人情報取扱事業者により行われ、本人の権利利益が侵害される事態は生じうる。したがって、利用停止等請求を個人情報取扱事業者が違法行為を行った場合に限定することは、狭きに失する」⁶¹⁾との指摘である。

(5) 他方、利用停止等・第三者提供停止の請求を支える利益について、文献によると「正当な利益」(35条5項)が必要となるから、「電気料金やガス料金の支払を免れるために、電力会社やガス会社に対して自分の電気やガスの使用量のデータの消去を求めるような請求、係争になった場合に本人に不利な証拠となる個人データの消去を求めるような請求は認められない。」⁶²⁾よって、おそれは、「単なる主観的なものではなく、一般人の認識を基準にして客観的にみて侵害の可能性があることを意味する。」⁶²⁾

(6) なお、「第三者への提供の停止」には、第三者に提供された個人データの回収は含まれないが、「個人情報取扱事業者は、必要に応じて、個人データの回収の措置をとる努力をすべきであろう。」⁶³⁾この理は、同様に行政機関の長等にも当てはまるだろう。そのために、行政は受託者と保有個人情報の取扱いについての協定・契約を締結するに当たって、当面、受託者が保有

個人情報を返却する義務を盛り込むべきである。

9. 停止請求——行政機関の長等の場合

(1) 何人も行政機関の長等に対して、「保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）」（98条1項ただし書き）を請求することができる。個人情報取扱事業者の場合と違って、「利用停止」に提供の停止が定義上含まれている（「利用停止」 \supset 提供の停止）。

(2) まず、利用目的以外での委託は、（あるいは違法な）行政機関の長等自らの利用又は第三者への提供のいずれかである。69条1項、2項（利用及び提供の制限）違反の場合に対しては「提供の停止」の請求（98条1項2号）と「利用の停止」の請求（98条1項1号）の2つが規定されている。ここで、行政機関の長等による保有個人情報の目的外利用で、保有個人情報の取扱いを民間委託する場合について、「提供の停止」の請求（98条1項2号）に「提供の停止」（35条3項）の議論（注57）が当てはまるであろう。つまり、利用目的外の委託は規定上許容されていないので、第三者提供になって、本人は利用停止等（学説は提供停止をも包含するという。参照、注52）を請求できるというものである。従って、行政からの委託が保有個人情報の目的外利用であれば、「第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき」に該当し、本人は「当該保有個人情報の提供の停止」を請求でき（98条1項2号）、69条1項及び2項違反では「利用の停止又は消去」（98条1項1号）の請求も規定されている。69条1項及び2項は利用の停止にも提供の停止にもつながっている。69条違反というのは、法令に基づく場合を除く利用目的以外での利用又は提供のことである。71条1項違反というのは、外国の第三者に利用目的以外で保有個人情報を、本人の同意を得ずに提供する場合である。ただし、これらにおいて委託という観念は表

面的には出てこない。一方、27条1項違反において本人は委託先（＝第三者）への提供の停止を請求できる（35条3項）。あるいは、「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」（35条5項）に該当させ利用の停止と提供の停止をもたらす場合もある。この点、98条1項は目的外利用に対し両方（利用の停止と提供の停止の請求）を簡明に定めている。

(3) 行政機関の長等による措置としての利用停止の定義は、保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止が一緒くたになっている（「利用停止」 \Rightarrow 提供の停止）（98条1項）。この定義と相まって、行政機関の長等の69条1項及び2項違反の場合、利用の停止と提供の停止いずれにも一括して「必要な限度で」行政機関の長等に義務付けるという規定構造である（100条）。

これに対し、前述の通り（注51）、個人情報取扱事業者の場合、定義上、利用の停止（利用停止等）と提供の停止が区別されている（「利用停止等」 \neq 提供の停止）。そして、利用停止等と異なり提供の停止の措置は「違反を是正するために必要な限度で」という要件が見られないので（35条4項）、「一律に将来にわたって」第三者提供を停止することになる（注55）。これら行政機関の長等と個人情報取扱事業者の場合の相違として留意すべきである。

(4) さて、個人情報の目的内利用に委託が含まれる（包括的利用目的説。参照、「4. 問題解決の試み（1）」）と解するとどうなるか。これには利用の停止の請求がなじむ（98条1項1号）。委託が目的外利用に当たる場合、それは提供に当たるという論理となる（これには、提供の停止の請求がなじむ。98条1項2号）。

本人が裁判所に、行政と委託先に個人情報利用の停止を求めて訴えを提起するケースはどうなるだろうか。その場合に、杜撰又は悪質な委託先による個人情報の利用停止命令は当然受け入れられるが、行政に対する利用停止まで判決で認められてしまうと、公益の点で問題がより大きくなる場合が出て

くる。そもその問題の想定は、委託先による保有個人情報の漏えいや濫用であって、行政機関の長等による保有個人情報の利用については問題視されていないケースである。本来、委託先への保有個人情報の「引渡し」を停止させるだけでよいのである。行政はまともな委託先を新たに見つけ、そこに委託することは問題にならないであろう。

判決としても、不適切な委託先への「提供」だけに狙いを定めて、その停止を命ずることで足りよう。行政としては、杜撰悪質な業者への「引渡し」を止めればいだけで、行政自身による目的内利用は継続できるのである。

ここに、参考判例として、奨励金支給事務委託中止等請求事件の大阪地判平成4年10月2日⁶⁴⁾と大阪高判平成5年11月26日⁶⁵⁾がある。大阪地判平成4年10月2日は結論的には、行政機関が第三者（原爆被害者団体協議会）に個人情報の取扱いを委託したことを、地方公務員法34条（守秘義務）に違反せず、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律23条（守秘義務）に該当する違法行為ではないとした（住民訴訟）。

評釈によると、本件は「被害者と目されるXが、国家賠償法による救済を求めずに、地方自治法に基づく住民訴訟を提起して本件委託契約の差止を求めた点」が特徴的である⁶⁶⁾。まさに、業者を特定しての不適切な契約の差止訴訟である。

(5) その他、マイナンバー訴訟がある。この事案で「原告らは、被告に対し、自己情報コントロール権又はプライバシー権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として、原告らの個人番号の収集等の差止め及び原告らの個人番号の削除を求め」た⁶⁷⁾。

同事案につき仙台高判いわく、「自己情報コントロール権については、マイナンバー制度の運用によって控訴人らの同意なく個人番号や個人番号に結び付いた特定個人情報を第三者に提供することが、すべて自己情報コントロール権の侵害となり、憲法13条の保障するプライバシー権の侵害にあた

るという趣旨の主張であるとすれば、…そのような意味内容を有する自己情報コントロール権までは、憲法13条の保障するプライバシー権として認められるとは解されない。」⁶⁸⁾

本件について私見でも、原告の請求の対象が広すぎるものと思われる。行政機関の長等の内部でのマイナンバー利用が、自己情報コントロール権を脅かすという危険は抽象的すぎて、客観的な侵害可能性があるとは思えない。ただし、仮に委託先への不正な引渡しがあったならば、停止請求（第三者提供停止を含む）には具体性が出てくる。

同種の事案として、住民基本台帳ネットワークシステムに関する最判平成20年3月6日損害賠償請求事件⁶⁹⁾は、「人格権に基づく妨害排除請求として、住民基本台帳からの被上告人らの住民票コードの削除を求める事案である。」最高裁は、行政機関が住基ネットによって「本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するもの」ではないと判示した。プライバシーについて具体的な危険がないということである。

(6) もう1点想起すべきことは、個人情報取扱事業者は利用停止等に多額の費用を要する場合等で、代替（代わるべき）措置をとるときは、利用停止をしなくてよいと規定⁷⁰⁾（35条2項）である（多額費用+代替措置のルール）。これに対応する条文が、行政機関の長等についても見られる。

行政機関の長等については、「利用停止請求に理由があると認めるときは、…個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」（100条）。

すなわち、著しい支障のおそれがあれば、行政機関の長等は保有個人情報

の利用停止をしなくてよい（著しい支障のルール）（100条ただし書き）。比較すると、著しい支障のルールには、代替措置の要件が欠けている。その他にも、「必要な限度で」の保有個人情報の利用停止義務となっている。

この点、マイナンバーや住基ネットのシステムを利用停止する場合、多額のコストがかかるであろう。このことは、「事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する可能性がある（100条ただし書き）。加えて、システムを運用停止してしまうことは、「必要な限度で」ないとも言い得る。

こうしてみると、一般論として、多額費用+代替措置のルールの考え方は、行政機関の長等に対する利用停止の請求にも妥当し得るのではないか。仮に、マイナンバーや住基ネット等のデータの処理委託契約に伴う保有個人情報漏えいの危険があるというケースの場合、行政内部でのシステム利用停止には多額の費用を要するところ、委託契約の内容や委託先の見直し自体が代替措置になり得るということであれば、システムの運用停止をしなくてよいことになるのではなかろうか。いずれにせよ、多額費用+代替措置のルールに関する明文の規定は行政機関の長等に対して欠けている点、違いを埋めていく努力が必要であろう。

10. 賠償責任

(1) 委託先の顧客情報の漏えい行為について委託元（TBC株式会社）の責任を認めた判決がある（東京高判平成19年8月28日TBC事件⁽⁷⁾）。これは、使用者責任（民法715条）を通じて、使用者（委託元）が被用者（委託先）の加害責任を負うとした事案である。

控訴人（TBC株式会社）が個人情報をインターネット上において第三者による閲覧が可能な状態に置き、実際に個人情報を流出させ、被控訴人らのプライバシーを侵害したとして、控訴人に対し不法行為による損害賠償が請

求された。

以下判示。

「控訴人は、本件ウェブサイトのコンテンツの具体的な内容を自ら決定し、その決定に従いZ社〔委託先〕が行ったコンテンツ内容の更新や修正について、セキュリティ等を含めてその動作を自ら確認していたものであり、また、Z社から随時運用に関する報告を受け、障害や不具合が発生したときはZ社と原因や対応等について協議していたことが認められるから、控訴人は、Z社が行う本件ウェブサイトの制作、保守について、Z社を実質的に指揮、監督していたものといえることができる。」

(2) 行政と委託先（及びその被用者）との委託関係については、行政側の使用者責任を認めた判例がある。事案としては、宇治市が住民基本台帳のデータを使用する乳幼児検診システムの開発のため、業務を民間業者に委託したが、再々委託先のアルバイト従業員がデータを不正コピーして、名簿販売業者に販売したことに關して、宇治市の住民（被控訴人）らが、精神的苦痛を理由に、宇治市に対し、損害賠償を求めている。大阪高判平成13年12月25日⁽⁷²⁾は使用者責任を認め、最高裁は市の上告を不受理としている⁽⁷³⁾。「実質的な指揮、監督関係の存在を理由に」市の使用者責任が認められたのである⁽⁷⁴⁾。

学説に、「そもそも委託先は個人情報取扱事業者として、本人に対し、独自に——委託元とは別に——個人情報保護法上のすべての責任を負うという解釈も可能」⁽⁷⁵⁾との言及がある。この言及におけるすべての責任に、賠償責任も含まれるとするならば、委託元（行政側）とは別に、委託先（業者）もまた賠償責任を本人に対して負うことになる⁽⁷⁶⁾。

もし委託された事務が公権力の行使であると解されるならば、国賠法1条1項が適用され、賠償責任は国又は公共団体がもつぱら負担することになる。その場合、違法過失が要件であり、また公権力の行使を委託先が担っている

こと（国賠法1条1項の「公務員」性が認められる）が要件である。国勢調査について戸別訪問で調査票を配布し回答を依頼する事務を委託された民間人（国賠法1条1項の「公務員」）がプライバシーを侵害したようなケースが考えられよう（ちなみに、自治体職員が小学校統廃合に反対の住民の署名簿を使い戸別訪問をしたことにつき、国賠法1条1項を適用したものとして、名古屋高判平成24年4月27日関ヶ原町事件判時2178号23頁）。国勢調査員（非常勤の国家公務員ゆえ、身分上公務員である）以外にも、調査員業務の民間委託先（共同住宅の管理会社等）が想定される⁷⁷⁾。その他、委託先（例えば、指定管理者）⁷⁸⁾の被用者が、行政機関の指揮監督に従いながら履行補助者として保有個人情報を取り扱う中、プライバシーを侵害したようなケースは、まさに国賠法1条1項が適用される可能性がある。

ドイツでは、私法人等の非公的機関が高権的事務を履行している場合、連邦データ保護法の公的機関と見なされる⁷⁹⁾。この場合、職務責任規定あるいは国家責任制度が及ぶことになろう。

かつて、連邦データ保護法旧7条1項⁸⁰⁾は、公的機関による個人データの不法・不正な処理について無過失責任が生じることを規定していた。しかし、今日この規定は削除され、関連規定として連邦データ保護法83条がある。それによると、責任者⁸¹⁾は、個人データ処理によって損害を与えた場合、賠償義務を負うが、自動化されていない処理の場合で無過失ならば、賠償義務は生じない⁸²⁾。

なお、連邦データ保護法62条1項は、「本人の情報提供、報告、削除、処理の制限及び損害賠償の権利は、当該責任者に対して主張することができる」としている。

他方、日本の個人情報保護法には、連邦データ保護法のような、無過失責任規定はない。

さて、第三者提供については、それが適法になされた場合、本人に生じた損害についての賠償責任を、行政側（国又は公共団体）が負担することは通

常ない。行政機関の長等が適法に第三者提供した場合でいうと、当該第三者を「公務員」（国賠法1条1項）や履行補助者と見なす必然性がないからである。国又は公共団体が責任を負うのは、第三者による不法・不正な利用を援助助長し、又は第三者による不法・不正な利用に対し違法な権限不行使があった場合だけである。その際、国賠法1条1項の問題として、行政機関内の身分上の公務員による違法過失の作為や不作為が論点である。

11. 委託と第三者提供の全体的把握

まとめとして、第三者提供及び委託にかかる関係性に関する総合的な図を提示したい。そこでは、組織内・組織外利用と目的内・目的外利用という「座標軸」を設定する。網羅的ではないものの、委託と第三者提供に関し特徴的な場合を「座標」の中に位置付けてみよう。

組織内利用とは、個人情報取扱事業者や行政機関の長等が個人情報をその職員に組織的に共用利用させることとする。外部の者に利用させることが組織外利用である。これを横軸に据え、左右に組織内・組織外とする。利用目的の内と目的外の利用を縦軸にして、上下を目的内・目的外とする。

大まかなイメージとして、左上は組織内利用かつ目的内利用であるから、当該組織による個人情報の通常利用に当たる。その際、本人の同意は不要である。

左下は組織内利用かつ目的外利用であるから、当該組織が個人情報を利用するには、本人の同意を必要とする。本人同意不要の場合として、行政機関の長等の事務遂行にとって相当の理由があるときに挙げられる（69条2項2号）。法令の根拠があれば別であるが、これは他の領域にも当てはまるので（法令の根拠により個人情報の引渡し・提供ができる）、法令の根拠の要否については図において言及しない。

右上は組織外利用かつ目的内利用であるから、組織外利用を当該組織が許

すケースである。ここには、委託と第三者提供が入る。委託には本人の同意は不要であるのに対し、第三者提供には本人の同意を必要とする。例外として、本人同意不要の第三者提供がある（例、市販の電話帳・住宅地図等の提供）。これは立法（行政立法）によって形式的に個人データから除外されているものである（参照、「2. 委託や提供が関係しない又は許される場合」）。よって、形式的に個人データの取扱いとされていない。

右下は組織外利用かつ目的外利用であるから、この場合で個人情報の取扱いが許容されるには、本人の同意を必要とする。なお、（行政機関等）匿名加工情報を提供することが考えられるが、特定の個人を特定できない情報であるから、そもそも個人情報の提供には当たらない。

委託に注目すると、利用目的内の委託は許容されているが、利用目的外の委託は許容されず、第三者提供に変化する（参照、注57）。

このように、委託は、目的内利用（委託元の事務の目的に仕えるという点で）と解し得るにしても（包括的利用目的説による。参照、「4. 問題解決の試み」）、委託には特別の定めが明文で設けられている（25条（委託先の監督）、66条（安全管理措置）など）。

一方、委託が第三者提供と同列視されている場合がある。例えば、個人情報取扱事業者による外国への提供規制（28条）における「第三者」性は、委託の場合にも当てはまる点、委託が本来、第三者提供でもあることが現れている。外国への提供規制は27条1項各号の場合を除くほかは、27条5項（委託・事業承継・共同利用）でも同様に、本人の同意を必要とする（行政機関の長等による提供は別）⁸³。あるいは、適切な相手方としての（適正取扱いを担保する）体制整備が必要となる⁸⁴。

さらに、委託が第三者提供でもあると解すれば、地方公共団体で、委託を第三者提供と同列視している（又は組織内利用、委託、第三者提供という3枠組みを措定している）ところがあることと辻褄が合う。例えば、町田市条例12条の2⁸⁵は、委託を組織内利用に当たらず、第三者提供と同列視、又

は委託を独自の枠組みとしているので、特別の規定（審議会の諮問答申手続）を置いていると解される。

他方、委託が明文で第三者提供から除外されていることがある（すなわち27条5項1号）。他にも、委託が第三者提供でないことを条文化している制度設計がある。例えば、仮名加工情報の第三者提供が可能とされているのは、法令に基づく場合だけであるものの（42条1項、2項）、委託はこの条文では除外されている。

おわりに

本稿では、委託と第三者提供の異同を調べた。委託が目的内利用であるのか、あるいは第三者提供であるのかアンビバレントな性質を有することが分かる。

個人情報保護法と行政機関個人情報保護法が合体したのは、個人情報の取扱いに関する用語や仕組みの不統一をなくしていこうとする意図があったものと思われる⁸⁶。しかし、個人情報の取扱いの委託（に伴う個人情報の引渡し）が第三者提供に当たらずとの規定が、個人情報取扱事業者にしかないのは均衡を欠く。もちろん、法状況からして、さし当たり実務に配慮する①や包括的利用目的説を前提とせざるを得まい。すなわち、個人情報の目的内利用は、委託先への委託に伴う個人情報引渡しを含み、これを許容するという見解である。その場合でも、その旨の明文規定はあるべきだろう。

プライバシー権の高まりで、民間での取扱い委託には不完全ながらも法的根拠が必要になったと解していいのではないか。一方、今日、行政機関の長等に委託に伴う個人情報引渡しを許容する明文規定がいまだ不存在であるのは、不自然であると解される（当然解釈Ⅲ等を駆使しても）。

「国も、第三者委員会を設けて、個人情報の処理に係る業務の外部委託の是非、外部委託する際の条件について諮問する仕組みを設けることは望まし

図：委託と第三者提供の位置付け整理

目的内		
<p>組織内</p> <p>本人同意不要 (目的外利用に当たるとして) 18条、69条</p> <p>本人同意不要 (行政機関等の事務遂行での内部利用に相当の理由) 69条</p>	<p>本人同意不要の委託 ・個人データの取扱い27条 (保有個人情報?) ・仮名加工情報の取扱い41条</p> <p>本人の同意要27条、69条 (外国への提供規制28条は委託にも妥当)</p> <p>本人同意不要の第三者提供27条 ・生命健康財産保護の必要 ・公衆衛生向上、児童健全育成推進の必要 ・国の機関等への協力の必要 ・統計・学術研究の目的</p> <p>本人同意不要の第三者提供 (立法により個人データから形式的に除外) (例、市販の電話帳、住宅地図等の提供) 16条</p>	<p>本人同意不要の委託 (個人情報でない) ・仮名加工情報の取扱い42条、73条</p> <p>組織外</p>
<p>本人の同意要 (目的外利用に当たるとして) 18条、69条</p> <p>本人同意不要 (行政機関等の事務遂行での内部利用に相当の理由) 69条</p>	<p>本人同意不要の第三者提供27条 ・生命健康財産保護の必要 ・公衆衛生向上、児童健全育成推進の必要 ・国の機関等への協力の必要 ・統計・学術研究の目的 ・本人の利益になるとき69条 ・他の行政機関等への提供に相当の理由69条</p> <p>本人の同意要 (第三者提供に当たるとして) 18条、27条、69条</p>	<p>本人同意不要の第三者提供 (個人情報でない) ・匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報)の提供2条、44条、60条、109条</p>
目的外		

い」⁸⁷⁾とする指摘もあるところである。これは要するに、行政が個人情報の取扱いを委託できるのは当然であるとはしないという含蓄がある。さらには、組織内利用、委託、第三者提供という3枠組みを明確にする制度的仕組みを求められているのかもしれない。

以上につき論者のご批評を仰ぎたい。

注

- (1) 個人情報保護法(平成15年法律第57号)施行日令和5年4月1日。
- (2) 契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に(みずからの)個人データの取扱いを行わせること」とするものとして、田中浩之・北山昇「個人データ取扱いにおける『委託』の限界」ビジネス法務2022年2月39頁。
- (3) 岡村久道『個人情報保護法第4版』(商事法務、2022年)282頁。
- (4) 大阪地判平成19年4月26日判例タイムズ1269号132頁によると、行政機関の利益の有無・程度、公共の利益との関連などを勘案した上で、自己情報コントロール権に基づく削除請求の余地を述べる。参照、宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』(有斐閣、2021年)638頁。
- (5) ただし、自己情報コントロール権が個人情報保護の目的には明記されていないところ、その内容の不明確さが指摘されている。富安泰一朗・中田響編著『一問一答令和3年改正個人情報保護法』(商事法務、2021年)99頁。具体化が必要であることは確かである。
- (6) 岡村・前掲書(3)122頁。
- (7) 岡村・前掲書(3)123頁。
- (8) よって、委託は「利用目的の達成に必要な範囲内」たることを要する。石井夏生利・曾我部真裕・森亮二編『個人情報保護法コンメンタール』(勤草書房、2021年)306頁以下。
- (9) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(平成28年11月)(令和4年9月一部改正)
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/
(閲覧日2022年11月29日)。
- (10) 兼子仁・佐藤徳光・武藤仙令『情報公開・個人情報保護条例運用事典』(悠々社、1991年)210頁。南川諦弘「原爆被爆者に対する健康診断受診奨励金支給事務の委託契約の締結が違法でない」とされた事例」判例評論435号36頁(判時1521号198頁)。

- (11) 兼子・佐藤・武藤・前掲書(10)210頁。
- (12) 宇賀・前掲書(4)220頁。
- (13) この点につき、宇賀克也『マイナンバー法の逐条解説』（有斐閣、2022年）133頁は、「保有個人情報の目的外利用・提供についての個人情報保護法69条には、委託のための提供が認められる旨の明文規定はないが、これは当然のこととして規定されなかったものと思われる」とする。
- (14) 平成28年3月31日条例第13号 <https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/koukai/kojinjoho/jourei/index.html>
（閲覧日2022年11月17日）。
- (15) 宇賀・前掲書(4)204頁。
- (16) https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq1-q7-55/
（閲覧日2022年11月16日）。
- (17) https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/#q6-20
（閲覧日2022年11月16日）。
- (18) 岡本・前掲書(3)314頁。
- (19) https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/#q6-20
（閲覧日2022年11月16日）。
- (20) 大和総研「今さら聞けない個人情報保護法のQ & A ③」https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190108_020567.pdf
4頁（閲覧日2022年11月16日）。
- (21) 山下義昭「個人データ保護と外部委託——ドイツ連邦データ保護法の規制を中心として」クレジット研究37号140頁。
- (22) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）2-6 個人データ（法第16条第3項関係）」https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/
（閲覧日2022年11月20日）。
- (23) 判例タイムズ1212号202頁。Westlaw Japan 文献番号2005WLJPCA07290006。評釈として、岩田合同法律事務所・新商事判例便覧2736旬刊商事法務1775号74頁。
- (24) 「損害保険会社が交通事故の被害者の診療情報を取得する際には、その事務は極めて大量で、定型的なものであり、かつ被害者に対する迅速な支払を要請されること、このような必要に応じて実際にも保険調査事務が専門の調査会社に委託されることが多いことにかんがみると、本件事務処理に当たっても、損害保険会社…Y1は、これと雇用関係にある従業員のほか、同事務を委託することが社会通念上合理的であるもの

と認められる他の会社の従業員についても、これを受任者と指定し得るものと解するのが合理的であり、したがって、被控訴人〔事故の被害者〕とY1との間で本件事務処理に関する準委任契約が成立した際にも、上記のような範囲で受任者を指定し得るとされたものと見るのが当事者の合理的意思に合致する」とされた。

- (25) 「解説」判例タイムズ1212号202頁。
- (26) 個人番号をその内容に含む個人情報のことである。同法2条8項。
- (27) 岡村・前掲書(3)301頁。
- (28) 岡村・前掲書(3)301頁。
- (29) 宇賀・前掲書(4)463頁。
- (30) 参照、大阪高判平成13年12月25日 Westlaw Japan 文献番号 2001WLJPCA12259004。裁判所ウェブサイト。これは電子計算機個人情報保護法をもつ市で、再々委託先のアルバイトが住民基本台帳データを無断で売り渡したことで、プライバシー侵害を理由に市に損害賠償請求がされた事案である。市に使用者責任があるとして、請求が認容された。評釈として、右崎正博「住民票データ流出とプライバシーの権利」平成13年度重要判例解説8頁。
- (31) Westlaw Japan 文献番号 2019WLJPCA03018006、判例タイムズ1475号101頁。
- (32) 公共サービス改革法34条「地方公共団体は、実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。」1号「戸籍法(…)第10条第1項の規定に基づく同項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第120条第1項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下この号において「戸籍謄本等」という。)の交付(当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定に基づく同法第12条の2の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第120条第1項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下この号において「除籍謄本等」という。)の交付(当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し」。
- (33) Westlaw Japan 文献番号 2014WLJPCA02266002。裁判所ウェブサイト。
- (34) 「委託先は、委託元から提供された個人データの取扱いとの関係では、いわば委託元の手元にすぎず、みずから当該個人データの利用目的や方法を定めるような主体的な

地位を持つものではない」とするものとして、田中・北山・前掲(2)39頁。

- (35) 参照、石井・曾我部・森編・前掲書(8)306頁以下。
- (36) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律。法律第95号（昭63・12・16）。
- (37) 11条（個人情報の電子計算機処理等の受託者の責務）「第5条第1項の規定は、行政機関から個人情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。」
- (38) 自己情報コントロール権について判例では確立されているとは言い難いとするものとして、石井・曾我部・森編・前掲書(8)1064頁。
- (39) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」3-6-3平成28年11月（令和3年1月一部改正）。https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/（閲覧日2022年11月17日）。参照、三宅弘・小町谷育子『個人情報保護法 逐条分析と展望』（青林書院、2003年）178～179頁。
- (40) 岡村・前掲書(3)124頁。
- (41) 「個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない」（21条1項）。
- (42) 岡村・前掲書(3)247頁。
- (43) 4号「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」18条は、個人情報取扱事業者は利用目的を超えて個人情報を取り扱ってはならないという規定である。18条3項はその適用除外規定であり、4号で、国・地方公共団体の委託先が挙げられている。
- (44) 岡村・前掲書(3)251頁。
- (45) 参照、宇賀・前掲書(4)274頁。
- (46) 42条2項により27条5項を読み替えると以下の通りである。

5項「次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第42条第1項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 一 仮名加工情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場

合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ公表しているとき。」

- (47) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関する Q & A」(令和4年5月26日) https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/#q14-12
(閲覧日 2022年11月27日)。
- (48) 宇賀・前掲書(4)367頁。
- (49) 仮名加工情報にかかる仕組みに関しては、「仮名加工情報が漏洩した場合の報告義務はなく、保有個人データに適用されるような、本人からの請求に応じた開示・利用目的の通知・訂正等・利用停止等への対応は不要」である。打川和男『最新個人情報保護法の基本と実務対策がよ〜わかる本』(秀和システム、2021年)117頁。
- (50) 123条(匿名加工情報の取扱いに係る義務)に関しても同じである。
- (51) 35条1項「本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第18条若しくは第19条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第20条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において『利用停止等』という。)を請求することができる。」
- (52) 石井・曾我部・森編・前掲書(8)554頁。園部逸夫・藤原静雄編『個人情報保護法の解説』(ぎょうせい、2022年)324、328頁は、第三者提供の停止は「観念的には利用停止等に包含されるが、第三者提供の影響の重大性に着目し」、それぞれの規定が置かれているとする。
- (53) 園部・藤原・前掲書(52)322頁。岡村・前掲書(3)404頁。
- (54) 石井・曾我部・森編・前掲書(8)554頁。
- (55) 参照、石井・曾我部・森編・前掲書(8)555頁。
- (56) 石井・曾我部・森編・前掲書(8)563頁。
- (57) 委託先は第三者でないゆえ、利用停止等の対象から外されているものの、「仮装委託、不法共同利用等の場合」、27条5項の要件を満たさず「27条1項違反となるので、結局、結論としては同じで、利用停止等[利用の停止又は消去]が求められることになる」という。水町雅子「個人情報保護法改正2020年2021年のポイント解説改正法2022年4月施行」2020.1(2022.5改訂)194頁。
<http://www.miyauchi-law.com/f/200325pii2020kaiseigaiyou.pdf> (閲覧日:2022年11月13日)。

同方向の説明として、岡村・前掲書(3)405～406頁。本人の求めに応じて個人データの第三者提供を停止することとしている場合で、あらかじめ、本人に通知等すれば、第三者提供できる（27条2項）との規定がある。「同項のオプトアウト方式を採用している個人情報取扱事業者が、同項に掲げられた事項についてあらかじめ本人に通知等を行わない場合、又は通知等を行っているが本人の請求に反して第三者提供を停止しなかった場合等には、同項により個人データを第三者に提供ができないから、同条1項の原則に戻り、本人の事前同意を得ないで個人データを第三者に提供した場合に該当する。したがって、当該同意を取得していなければ同条1項違反となるから、当該データが保有個人データに該当するときには、法35条3項・4項による第三者提供停止の請求の対象となりうる。」

- (58) 岡村・前掲書(3)283頁。
- (59) 岡村・前掲書(3)282頁。
- (60) 宇賀・前掲書(4)344頁。
- (61) 宇賀・前掲書(4)344頁。
- (62) 宇賀・前掲書(4)346頁。佐脇紀代志『一問一答令和2年改正個人情報保護法』（商事法務、2021年）83～84頁。石井・曾我部・森編・前掲書(8)560頁。
- (63) 宇賀・前掲書(4)342頁。参照、石井・曾我部・森編・前掲書(8)556頁。
- (64) Westlaw Japan 文献番号 1992WLJPCA10020006。
- (65) 判時 1505号 56頁。
- (66) 鈴木光「被爆者の個人情報を取り扱う事務の外部委託の適否」賃金と社会保障 1166号 61頁。その他の評釈として、三辺夏雄「行政判例研究 376」自治研究 70巻 9号 125頁以下。コンピューター事務処理委託にかかる随意契約の可否が争点となった住民訴訟で、町長に賠償を命じた事案として、静岡地判昭和 56年 5月 26日判時 1007号 10頁。評釈として、金子芳雄「コンピューター事務処理委託契約住民訴訟事件第一審判決」判例評論 276号 157頁。松永邦男「地方自治関係判例紹介」地方自治 415号 69頁以下。
- (67) 仙台地判令和 2年 6月 30日判時 2516号 33頁。
- (68) 仙台高判令和 3年 5月 27日裁判所ウェブサイト。
- (69) 裁判所ウェブサイト。
- (70) 例えば、「法定保存義務に係る法定保存期間が経過した後、速やかに消去する旨を本人に誓約すること」である。岡村・前掲書(3)403頁。
- (71) 判例タイムズ 1264号 299頁。
- (72) 裁判所ウェブサイト。

- (73) 最判平成14年7月11日損害賠償請求事件 Westlaw Japan 文献番号 2002WLJPCA07116001。解説として、伴義聖・小安政夫「はんれい最前線」判例地方自治 272号4頁以下。
- (74) 岡村・前掲書(3)300頁。
- (75) 山下・前掲(21)150頁。
- (76) もっとも、事故が発生した場合、結果責任を委託先に押しつけるような委託契約は取引に悪影響を及ぼすと指摘するものとして、佐藤慶浩「企業における個人情報保護対策の実際」情報管理 49巻5号232頁。
- (77) 総務省統計局統計調査部国勢統計課「平成27年国勢調査の5つのポイントと12の新たな取り組み」6頁。<https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/kokusei/yusiki27/pdf/04sy0202.pdf>
(閲覧日2022年12月8日)。
- (78) 個人情報保護法66条(安全管理措置)に関し、「指定管理者は、本法の個人情報取扱事業者に該当し、個人情報保護の面では、受託者と区別する必要はない」とするものとして、宇賀・前掲書(4)467頁。条例の紹介として、夏井高人「個人情報保護法の完全施行と地方自治体の責務(第7回)個人情報保護条例における論点(3)委託業者等における個人情報の保護」判例地方自治 270号116頁。
- (79) 連邦データ保護法 Bundesdatenschutzgesetz (BDSG) vom 30. Juni 2017 (BGBl. I S. 2097). 2条4項2文「非公的機関が公行政の高権の事務を履行している場合、当該機関はその限りで、この法律の公的機関である。」
- (80) 「公的機関が、個人情報について、この法律の規定又はデータ保護の他の規定により不法又は不正な自動処理によって本人に損害を与えた場合、行政機関は、本人に対し過失の有無にかかわらず、それにより生じた損害の賠償を義務付けられる。」Gesetz zur Fortentwicklung der Datenverarbeitung und des Datenschutzes vom 20. Dezember 1990, BGBl. I S.2954. この無過失責任規定からすると、公的機関から個人データの処理を委託された私人が公的機関の個人データを不当・不正に用いたならば、公的機関に賠償義務が生じることとなったであろう。松塚晋輔『民営化の責任論』(成文堂、2003年)83頁。
- (81) 責任者の定義として連邦データ保護法46条7号がある。それによると、「責任者」とは、「自然人又は法人、行政庁、営造物その他機関であつて、単独又は他人と共同で個人データ処理の目的と手段について決定するもの」をいう(46条7号)。公的機関が責任者 Verantwortlicher となる場合として同法45条。
- (82) 83条1項「責任者は、個人データの処理(この法律、その他の当該処理に適用可能

な規範により違法となる処理）によって損害を与えた場合、当該責任者又はその法主体は本人に対して損害賠償を義務付けられる。自動化されていない処理の場合で、損害が当該責任者の過失に起因しないならば、賠償義務は生じない。」

3項「個人データの自動化された処理の場合で、関与した複数の責任者のうち誰が損害を引き起こしたか判明しない場合、全ての責任者又はその法主体が責任を負う。」

- ⑧3 宇賀・前掲書(4)285頁。行政機関の長等による外国第三者提供は利用目的外の場合、本人同意が必要。71条1項。参照、岡村・前掲書(3)533頁。
- ⑧4 水町・前掲資料(57)105、131頁。
- ⑧5 条例12条の2第1項「実施機関は、事業者に業務を委託するときは、個人情報を当該事業者に取り扱わせてはならない。ただし、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、この限りでない。」
- ⑧6 参照、宇賀・前掲書(4)35頁、富安・中田・前掲書(5)1頁。
- ⑧7 宇賀・前掲書(4)466頁。